

西九州大学、西九州大学短期大学部と佐賀県立神埼高等学校との  
交流・連携に関する協定書

西九州大学、西九州大学短期大学部（以下「大学」という）と佐賀県立神埼高等学校（以下「高校」という）は、相互の教育に関わる交流・連携を通じて、大学に対する理解を深め、高校生の進路に対する意識を高め、かつ相互間の教育のより一層の充実を図るために、次の協定を締結する。

1. 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
  - (1) 大学によるキャリア教育等の実施
  - (2) 高等学校の「総合的な探究の時間」における相互の連携
  - (3) 大学教員による高校への出張講義
  - (4) 大学学生による高校生へのキャリア支援
  - (5) 大学学生及び高校生による課外活動・地域連携における交流活動の促進
  - (6) その他、協定校が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的な内容と運営については、協定校の協議によって決定する。
4. この協定は、協定書締結日からその効力を発するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了までの3カ月前までに大学又は高校のいずれも異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、交流・連携を実施する大学と高校の代表者によって構成する西九州大学、西九州大学短期大学部と佐賀県立神埼高等学校との交流・連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を西九州大学、西九州大学短期大学部教務部教務課に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定の締結の証として、協定書3通を作成し、各大学長および高等学校長が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年12月4日

西九州大学  
学長

兒玉浩明

西九州大学短期大学部  
学長

福元裕二

佐賀県立神埼高等学校  
校長

馬場伸高

西九州大学、西九州大学短期大学部と佐賀県立神埼高等学校との  
交流・連携協議会要項

(趣旨)

第1 この要項は、西九州大学、西九州大学短期大学部と佐賀県立神埼高等学校との交流・連携に関する協定書（令和7年12月4日締結）第5項の規定に基づき、西九州大学、西九州大学短期大学部と佐賀県立神埼高等学校との交流・連携協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 西九州大学、西九州大学短期大学部委員

- ア 西九州大学教務部長
- イ 西九州大学短期大学部教務部副部長
- ウ 西九州大学学生支援部長
- エ 西九州大学短期大学部学生支援部副部長
- オ 西九州大学入試広報部長
- カ 西九州大学短期大学部入試広報部副部長
- キ 西九州大学、西九州大学短期大学部教務委員会が推薦する者 若干名
- ク 西九州大学・西九州大学短期大学部事務局長

(2) 佐賀県立神埼高等学校委員

- ア 佐賀県立神埼高等学校校長
- イ 佐賀県立神埼高等学校教頭
- ウ 佐賀県立神埼高等学校進路指導主事
- エ 佐賀県立神埼高等学校校長が推薦する者 若干名

(会議)

第3 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、第2第1号アの委員をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第4 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第5 協議会の事務は、西九州大学、西九州大学短期大学部教務部教務課が行う。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則（令和7年12月4日）

この要項は、令和7年12月4日から実施する。